

社会福祉法人青梅市社会福祉協議会ささえあい活動実施団体助成要綱

1 目的

この要綱は、身近な地域で、高齢者が、安心して、生きがいをもって生活を送ることができる地域づくりを目指して、地域の住民が自主的に参加して活動する団体に対して助成金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 助成対象団体等

自治会や民生児童委員と連携を図るものとし、かつ、次の各号に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 営利を目的としないで、自発的・組織的・継続的に行われる活動であること
- (2) 活動内容・状況を公表できること
- (3) 会員5名以上の団体であること
- (4) 政治活動及び宗教活動を目的としない活動であること
- (5) その他会長が適当と認めた団体

3 助成対象事業

(1) 次に掲げる事業活動に対して助成を行う。

- ア 高齢者への声かけ、見守り活動
- イ 高齢者との交流・相談活動
- ウ その他必要に応じた高齢者への援助活動

(2) 活動の頻度は、次の各号のすべてに該当することを条件とする。

- ア 開催日時および開催場所が概ね固定されていること。
- イ 一か月当たりの活動が1回以上であること。

4 助成申請手続き

団体が、助成を受けようとするときは、ささえあい活動助成金交付申請書(様式第1号)で会長に申請しなければならない。

5 助成金額の決定

助成金額の決定は、青梅市社会福祉協議会団体助成金交付要綱(平成16年1月1日実施)第4項に規定する審査委員会において申請書の内容を審査し、1団体3万円以内を限度とし予算の範囲で助成する。審査結果は、助成金交付決定通知書(様式第2号および第3号)により団体に通知するものとする。

6 助成金の請求

助成の決定を受けた団体は、速やかに助成金請求書(様式第4号)により請求するものとする。

7 助成事業の実施報告

団体の代表者は、助成事業の執行状況について、年度終了後すみやかにささえあい活動助成事業実績報告書（様式第5号）により会長に報告しなければならない。

8 決定の取り消し

次の各号に該当したときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき
- (3) 助成対象事業が年度内に実施できなかったとき

9 助成金の返還

前項の規定により助成金の交付を取り消した場合において、当該取り消しにかかる部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

10 事業中止等の報告

助成金の交付を受けた団体の代表者は、団体の活動を中止し、もしくは廃止しようとするとき、または事業の執行を停止しようとするときは、書面により会長に報告しなければならない。

実施時期

この要綱は、平成18年1月1日から実施する。

この要綱は、平成20年10月1日一部改正する。（助成金の決定）

この要綱の一部改正は、平成21年4月1日から実施し、平成24年3月31日をもって終了する。

この要綱は、平成30年4月1日一部改正する。

この要綱は、令和2年4月1日一部改正する。

この要綱は、令和6年6月1日一部改正する。